

# 参考資料集

# 事務の代替執行の事例

普通地方公共団体は、協議により規約を定め、その事務の一部を、当該普通地方公共団体の名において、他の普通地方公共団体の長等に管理・執行させること（事務の代替執行）ができる（地方自治法第252条の16の2）。

## 広島県の例

- 広島県が、おおさきかみじまちょう大崎上島町の公害防止に係る事務を代替執行（平成28年4月1日～）。
- 代替執行の対象とする事務は、施設の設置届受付、立入検査等。
- おおさきかみじまちょう大崎上島町は、窓口業務を引き続き実施するほか、県の立入検査への同行等を実施。



### ■代替執行の対象となる事務に係る法令・条例

- ① 大気汚染防止法
- ② 水質汚濁防止法
- ③ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
- ④ ダイオキシン類対策特別措置法
- ⑤ 広島県生活環境保全等に関する条例及び同条例施行規則

# 処理水準・手法の柔軟化の事例（下水道分野）

## 例：下水道都道府県構想の見直し

○ 国土交通省、農林水産省、環境省の関係3省庁において、平成30年度末を目標として、下水道事業の「都道府県構想(※1)」の見直しを推進

- ・ 未整備地域における各種汚水処理施設による整備区域の見直し
- ・ 既整備区域の効率的な改築・更新及び運営管理を計画的に実施

⇒ 汚水処理施設（公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽）の役割分担の最適化を図る(※2)

○ 和歌山県においては、平成21年12月に都道府県構想が見直され、浄化槽で処理される人口の割合が、20.9%から25.7%へ**4.8ポイント増加**。（右図）

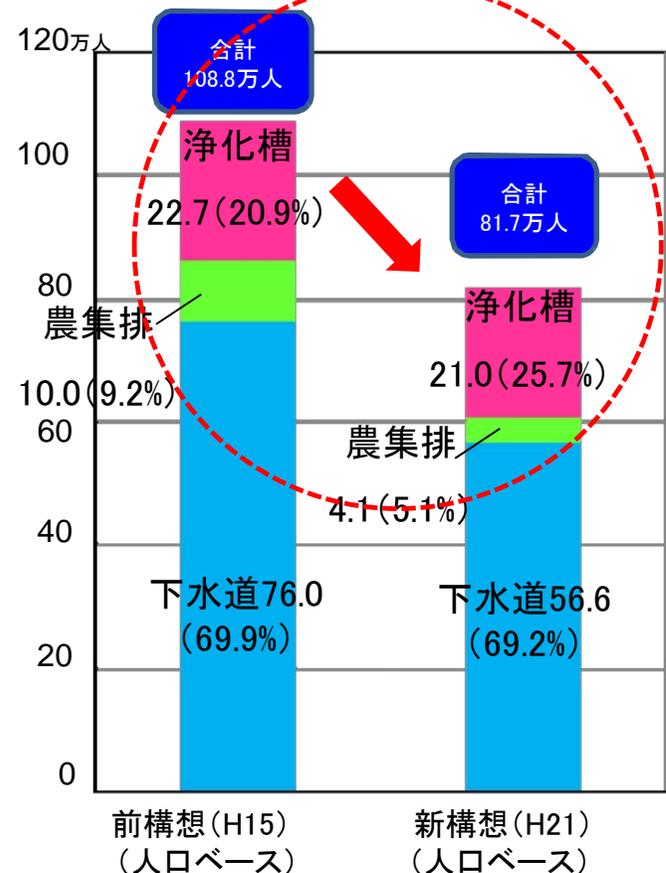
※1「都道府県構想」

市街地のみならず農山漁村を含めた市町村全域において、各種汚水処理施設の整備並びに増大する施設ストックの長期的かつ効率的な運営管理について、地域のニーズを踏まえ、適切な役割分担の下、計画的に実施していくために、都道府県が市町村と連携して策定

※2

平成12年浄化槽法改正で単独処理浄化槽（し尿のみを処理）の新設が禁止され、合併処理浄化槽（し尿と生活雑排水を併せて処理）へ転換

構想見直しの事例（和歌山県）



# 処理水準・手法の柔軟化の事例（水道分野）

## 例：都道府県ビジョン策定による水道広域化の取組

埼玉県がブロック単位での広域化を目指し策定した「埼玉県水道ビジョン(H23.3)」 「秩父広域圏広域的水道整備計画(H23.3)」を踏まえ、推進。

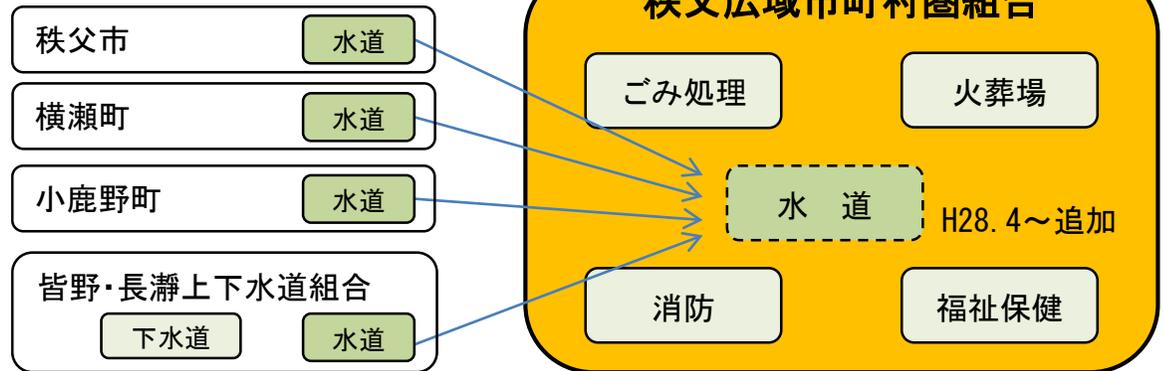
### 1 概要

- 「人口減少」、「施設・管路の老朽化」は秩父地域1市4町の共通課題
- 定住自立圏を活用し、秩父市を中心市とし、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町の1市4町により、H28.4から水道の広域化を実施
- 各市町で行っている水道事業を事業統合（水平統合）し、既に設置している秩父広域市町村圏組合の1事務として実施

#### [定住自立圏の取組]

- H21.3 秩父市中心市宣言
- H21.9 定住自立圏形成協定締結
- H22.3 ちちぶ定住自立圏共生ビジョン策定
- ⋮
- H27.3 秩父地域水道事業広域化基本構想・基本計画策定<アセットマネジメントによる検証>
- H28.4 事業統合（水平統合）

#### [イメージ]

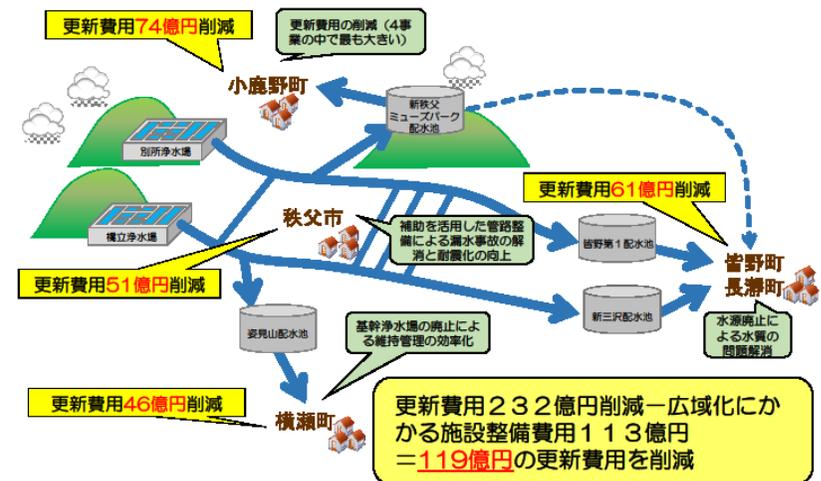


### 2 広域化の効果

- 供給単価の上昇幅が単独の場合より大幅に抑制

取水施設・浄水場数	取水施設 : 47 → 32 箇所 (▲15) 浄水場 : 41 → 26 箇所 (▲15)
施設の更新需要 (50年程度)	統合しない場合 : 1,036億円…A
	統合する場合 : 804億円…B
	差引 : 232億円…C=A-B
	広域化に伴う施設整備費用 : 113億円…D
	削減効果 : 119億円…C-D
職員数	現行 : 50人 → H38 : 33人 (▲17)

～秩父市の基幹浄水場を中心とした統廃合～





# 処理水準・手法の柔軟化の事例（消防分野）

## 《 課 題 》

近年の人口減少や厳しい財政状況などにより、過疎地域や離島においては、救急業務の空白が生じつつある。

## 《 検 討 経 緯 》

### 地方分権改革提案

一部の地区において、救急隊が平日昼間しか配置されず、夜間や休日は遠く離れた本署から救急隊が出動している状況。救急隊（現行3人）を2人で編成し、軽症患者を搬送したい。  
【愛媛県西予市より】

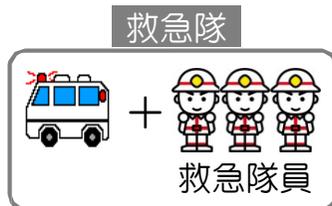
### 閣議決定（H27.12.22）概要

過疎地等において、救急業務を3人以上で実施する体制を維持しつつ、業務の一部を消防職員以外に行わせるなどの方策について検討し、必要な措置を講じる。

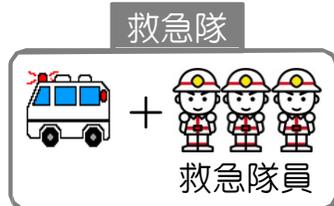
## 《 対 応 》

救急業務の空白地域を解消し、発生を防止するため、特定の条件不利地域における救急隊の編成について、より柔軟な選択を可能とするための政令（消防法施行令）の改正を行った。（平成29年4月1日施行）

### 現行



### 改正案



又は



新たな選択肢

【対象地域】 過疎地域等の条件不利地域

- 過疎地域
- 離島（離島振興対策実施地域、奄美群島、小笠原諸島、沖縄の離島（沖縄本島を除く。））

□ 准救急隊員は、救急業務に関する基礎的な講習の課程（92時間）を修了した者※1等※2

※1 講習を受けさせた上で、常勤の消防職員として併任した役場職員等

※2 医師、保健師、看護師、准看護師、救急救命士、救急科（250時間）修了者

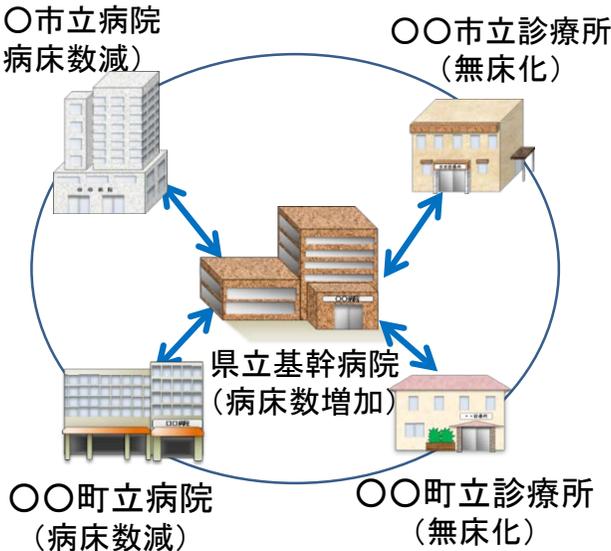
□ 准救急隊員は、業務を3人で行う上で必要十分な応急処置を行うことができるが、危険性の高い応急処置※を単独で行うことはできない。

※ 例 のどに詰まった異物に対する吸引器を用いた除去

□ 市町村は、実施地域や実施時間等についての計画を策定し、公表

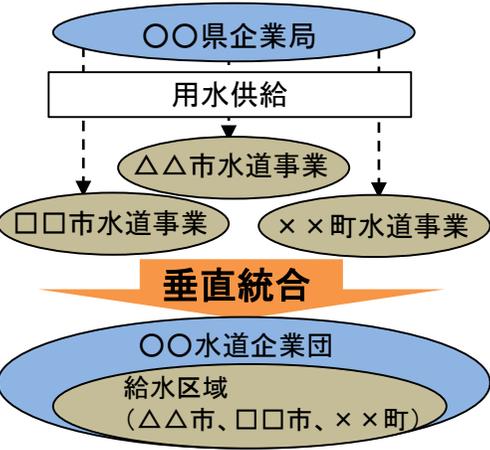
## 病床数の再編ネットワーク化(イメージ)

- 各病院が分立しそれぞれ病床を有し診療科の重複等がある状況で、全体として非効率
- ↓
- 2病院を無床化し診療所に改変するとともに、県立基幹病院へ病床を集約し、全体として病床が減少
- ↓
- 基幹病院の医師・診療科を充実し、近隣病院へ派遣。小児救急医療も開始。
- ↓
- 市町村の負担軽減とサービス水準確保を両立



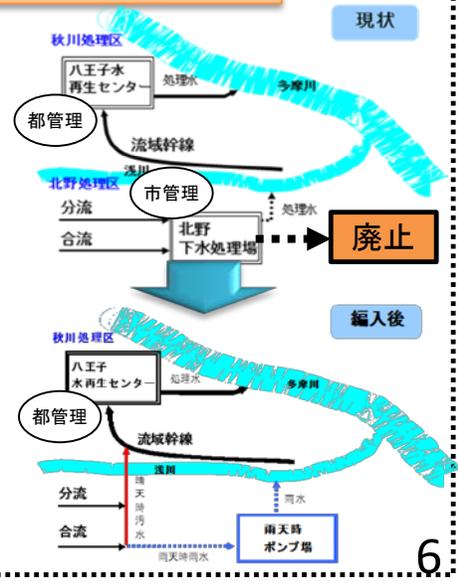
## 用水供給と末端給水の垂直統合(イメージ)

- 用水供給事業、各水道事業がそれぞれ分立、設備更新等も個別実施。
- ↓
- 県の用水供給事業と各市の水道事業を事業統合し水道事業団を設立。
- ↓
- 水道施設の統廃合により、設備更新経費を抑制。
- ↓
- 職員体制の大規模化により、専門性を担保するとともに、非常時における対応体制を確保。



## 例:八王子市における流域下水道への編入

- 単独公共下水道で処理し続ける場合、老朽化する北野下水処理場(八王子市管理)の設備更新が必要。
- ↓
- 流域下水道秋川処理区に編入し、都が管理する八王子水再生センターにおいて汚水を処理。
- ↓
- 北野処理場の廃止  
ポンプ場の新設  
流域下水接続のための管渠延長
- ↓
- 建設費で63億円の減  
維持管理費で年間1億円の減



# 役割分担に融通性がある事務における協働的な手法の例 ②

第2回研究会奈良県提出資料

## 奈良モデル(南和地域の広域医療提供体制の再構築)

### 発想の契機

- ・町立大淀病院
  - ・県立五條病院
  - ・国保吉野病院
- 3つの公立病院(急性期)がそれぞれ医療を提供

### 連携内容

3つの公立病院を1つの広域医療拠点に

### ▼南和広域医療企業団 南奈良総合医療センター



大淀町福神地内に新設  
平成28年4月オープン

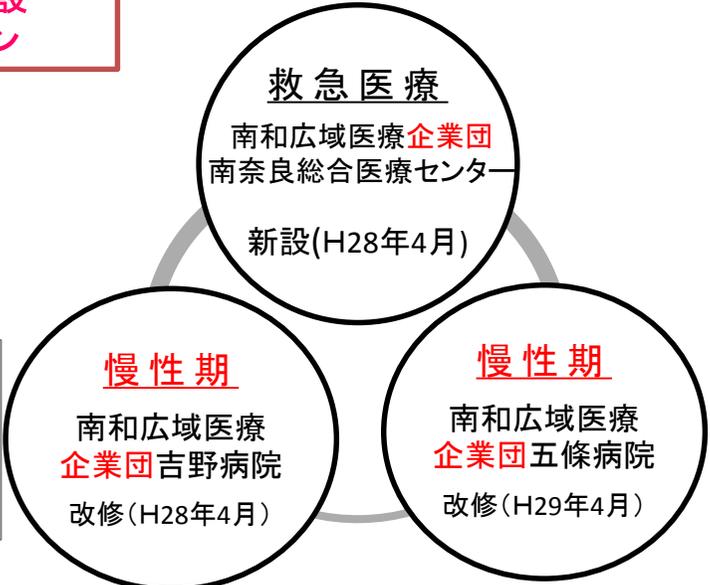


### 連携の方法

- ・ 12市町村とともに、県が構成員として参加する全国でも珍しい一部事務組合で3病院の建設、改修、運営を行う。
- ・ 建設費 197億円 **過疎債の活用**
- ・ **市町村の起債償還額の60.9%を、県が負担**(市町村負担を軽減)

### 成果

- ・ 急性期から慢性期まで**切れ目の無い医療提供体制を構築**
- ・ 医療機能強化(救急搬送受入数 5.7件→**12.3件/日**(4~9月実績) 病床利用率 65.0%→**87.9%**(9月実績))
- ・ **へき地診療所との連携強化**(医療情報ネットワークで結び、病院の予約や検査結果の相互利用に活用)

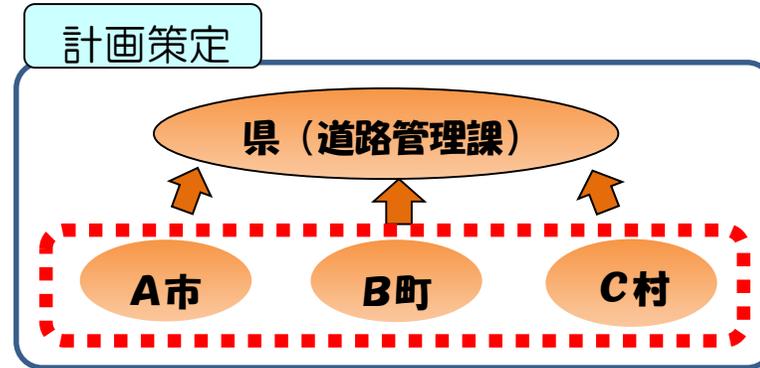
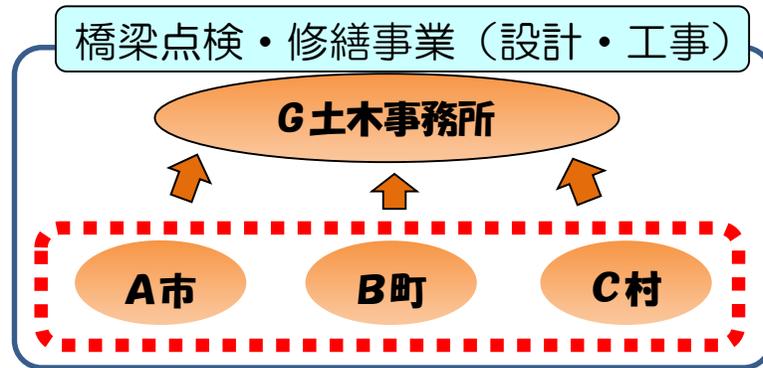


## 奈良モデル(道路インフラの長寿命化に向けた支援)

第2回研究会奈良県提出資料

### 垂直補完の内容

- 平成22年度から、市町村の**橋梁長寿命化修繕計画**の策定に対し、県から技術的支援を実施(市町村から県が受託)
- 橋梁長寿命化修繕計画は、平成25年度に全ての市町村で策定完了。



### 平成27年度の取組

#### 点検・診断

垂直補完 1市8町9村  
6土木事務所で受託し、県管理  
橋梁とあわせて委託発注

水平補完 5市1町  
3グループにより委託発注

#### 修繕・更新工事

垂直補完 1町1橋の修繕工事を受託  
1町1村5橋の補修設計を受託

※市町村の職員は

- 現場立会時、打ち合わせ時の同席
- 発注に必要な資料作成
- 警察協議など道路管理者として必要な協議などを県職員の協力のもと実施

## 奈良モデル(市町村税の徴収強化)

第2回研究会奈良県提出資料

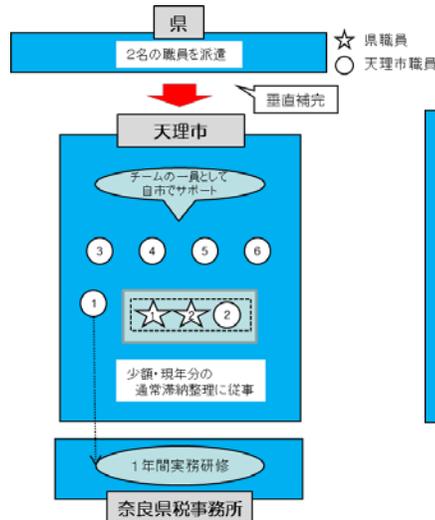
### 発想の契機

- 徴収業務に関する**ノウハウ及びスキルの共有化**を図り、もって県内全体の徴収力強化を目指す必要性
- 地域に密着した市町村では、地元有力者の滞納に対して、**強制徴収を行うこと**にためらいがある場合もあり、県職員が代わって働きかける必要性

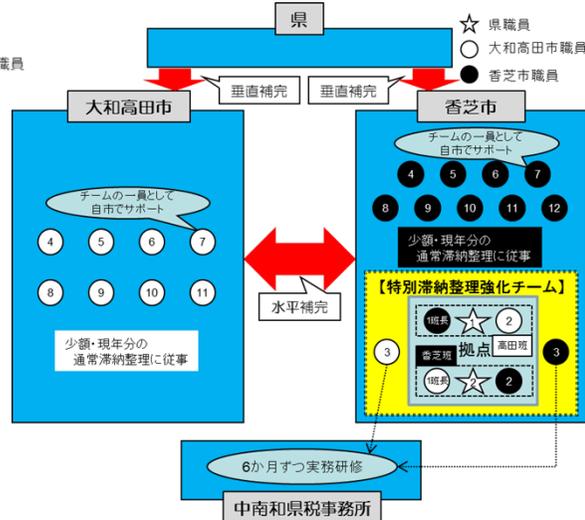
### ① 職員派遣型協働徴収

県職員を市町村に派遣。市町村職員と県職員で**相互に徴収職員を併任し、共同徴収を実施。**

単独派遣型 (H27天理市)  
(H28大和郡山市、五條市)



職員併任型(H26,27実施)



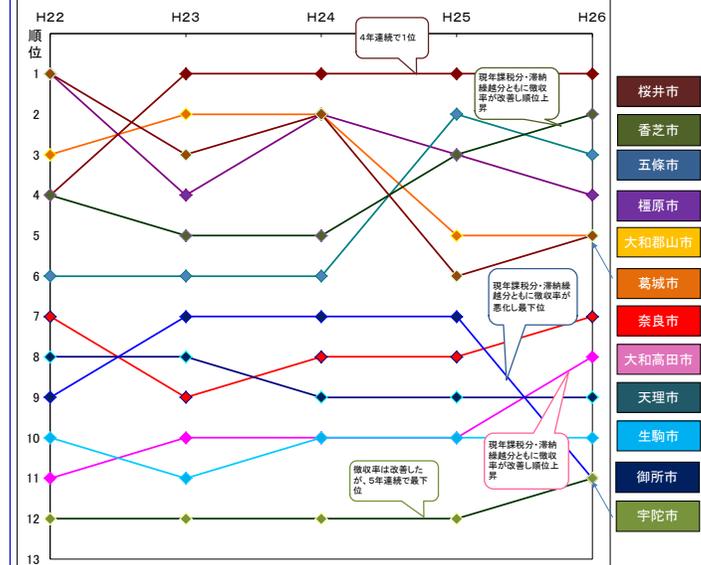
### ② ネットワーク型協働徴収

川西町、三宅町、田原本町、上牧町、王寺町、広陵町及び河合町の7自治体で**滞納案件を持ち寄り**、徴収のための事例研究を行い、滞納整理ノウハウを共有

### 効果

- 県内市町村の平均徴収率は上昇し、全国順位も向上 (H19:91.0%・**38位**、H20:91.3%・**37位** →H26:94.0%・**32位**、H27:94.9%・全国順位未発表)
- 徴収ノウハウ・スキルの共有により、各自治体の徴収力の向上につながり、職員派遣型及びネットワーク型双方の取組を県内で拡大していこうとの意識が高揚

市町村税徴収率の過去5年の推移(12市分)



## 機能合体(秋田県)

### 平鹿地域振興局と横手市との機能合体の取組



目指す姿 = 事業の一体化、共同化による住民サービスの向上、効果的で効率的な業務遂行

#### 「観光物産・商工労働分野」(ワンフロア化)

##### 【観光】

「増田の歴史的まちなみ」を中心とした県南広域観光の推進を図るため、二次アクセスの確保、旅行雑誌等を通じた県内外への情報発信の実施。



##### 【物産】

販路拡大のため販促活動や各種商談会への参加、伝統食・地産地消に係る啓発事業、特産品等の紹介コーナーの設置について、連携のうえ実施。

##### 【商工労働】

自動車関連企業などのものづくり産業を支援するため、市と連携して、交流会や技術向上セミナー、高校生の工場見学会を開催。

管内企業を訪問して、経営や雇用の状況などに関する聞き取り調査の実施。



- ・県職員派遣による調整コストの低減(派遣職員を通じた情報共有の緊密化)
- ・予算一元化による効率的な事業実施(振興局の観光及び物産、商工関連予算を市に交付)

#### 「農林分野」(ワンフロア化)

##### ■ 農林

###### ◆ 担い手の育成

農業法人など意欲的で持続可能な担い手を育成するため、ワンフロア化により法人化や経営の複合化・多角化に向けた取組を、県・市等が実施する支援事業の一体的な活用を図りながら、ソフト・ハードの両面から幅広く支援。

###### ◆ マーケティング

マーケットインの視点をより重視した産地づくりを進めるとともに、マーケティング調査や商談会の実施など、企業開拓員やマッチング推進員等を活用しながら、農産物や農産加工品のブランド化と販路拡大を技術指導等と一体的に実施。

- ・県職員を市へ派遣
- ・新商品の開発、実需者とのマッチング、農産加工品の販促活動等のマーケティング等の業務を市に移管。県事業・市事業を連携し実施



#### 「建設分野」(ワンフロア化)

##### ■ 道路、河川等

平成25年11月から平鹿地域振興局庁舎にワンフロア化。幹線道路網計画の策定や共同パトロール、除雪・除草等の交換委託を実施。

##### ■ 建築住宅

平成23年度からワンフロア化。県の建築確認業務の横手市への移管をスムーズに進めるため、情報共有と実務研修を実施。平成24年度に市へ当該業務を移管済み。また、県営住宅と市営住宅の入居募集を市広報に同時掲載するなどの連携を強化。



##### ■ 屋外広告等の許認可

平成25年度に屋外広告物の許可等景観法に係る権限を移譲。

- ・横手地域建設関係連携協議会を設置
- ・建築確認業務を市に一元化
- ・県営住宅と市営住宅の入居者同時募集など連携強化

#### 「健康・福祉・環境分野」

##### ○ 合同開催等

- ・会議、研修会等の合同開催  
平鹿地域保健医療福祉協議会と横手市地域ケア推進関係者連絡会の同日開催  
健康づくり推進研修会と横手市食生活改善推進員等研修会を合同開催
- ・キャンペーン等の共同実施  
啓発キャンペーン(自殺予防、減塩推進)の共同実施 等  
健口フォーラムの共同開催
- ・環境行政の連携  
横手地域環境行政等連絡協議会により、廃棄物の不法投棄監視業務、公害関係の苦情処理等を連携して実施
- ・介護保険事業者に対する指導の連携  
県による介護保険施設実地指導と市による介護保険事業所実地指導合同実施



##### ○ 業務移管

障害者相談員研修会の事務を市に移管

- ・会議、研修会の共同開催
- ・環境行政に関する新たな連絡協議会の設置
- ・障害者相談員研修会の事務を市に移管し、必要経費を交付



# 市町村が任意に実施する事務における協働的な手法の例 ②

地域支援企画員(高知県)

第1回研究会資料

## 地域支援企画員制度は、平成15年度からスタート!

ねらい

市町村と連携しながら、実際に地域に入り、住民の皆様と同じ目線で考え、地域とともに活動することを基本にして、それぞれの地域の実情やニーズに応じた支援を行うことによって、地域の自立や活性化を目指す。

### (官民協働による地域づくり)

福祉や農業といった分野ごとに設置された県の出先機関に属さない職員が、市町村役場など、実際に地域に駐在し、それぞれの職員の視点で自主的に活動を行う制度。

(平成15年度)  
スタート・・・7名(地域の元気応援団長)

(平成16年度)  
体制強化・・・7名→50名体制

(平成17年度～)  
再強化・・・50名→60名体制

役割

- ・住民が主体となって取り組む地域づくり活動へのアドバイス
- ・先進事例の紹介、支援制度の情報提供や地域の取組等の対外的な情報発信
- ・地域におけるコーディネート(人と人をつなぐ)活動の展開

#### 地域の元気づくりへの支援

- ・グリーンツーリズムの体験メニューづくりや運営の仕組みづくりなどの取り組みへの応援
- ・地域資源を活かした商品開発、販売、地産地消などへの応援
- ・住民グループの活動などのまちづくりへの応援
- ・商店街の振興など、街の活性化

#### (具体的な活動)

#### 地域の支え合いの仕組みづくりへの支援

- ・自主防災の組織化、防災マップづくり、勉強会等の活動の応援
- ・集落で住民が楽しく集える場づくり
- ・高齢者、子育て支援など、地域で、助け合い、支え合う活動への応援

# 市町村の役割である事務の場合の協働的な手法の例

①

## 奈良モデル(消防の広域化)

第2回研究会奈良県提出資料

### 発想の契機

- 高齢化に伴う救急搬送件数の増加
- 南海トラフ巨大地震や洪水等大規模災害発生への懸念
- 老朽化した消防施設・設備の維持更新が困難
- 消防救急技術の高度化・多様化
- 平成28年5月までの消防救急無線のデジタル化の実施

### ■ 広域化実現のために県が果たした役割

- 広域化推進計画、広域消防運営計画の策定、消防広域化協議会の運営などの面において県が強いリーダーシップの発揮
- 奈良県広域消防組合への職員の派遣などの人的支援、消防救急無線のデジタル化、高機能指令センターの整備に対する財政的支援を県として実施
- 広域化を促進するため国に対する財政的支援の要望の実施

### ■ 奈良県広域消防組合の概要

【平成26年3月31日まで】

11消防本部  
(奈良市・生駒市を除く  
37市町村の消防本部)

【平成26年4月1日から】

奈良県広域消防組合  
(37市町村1消防本部)

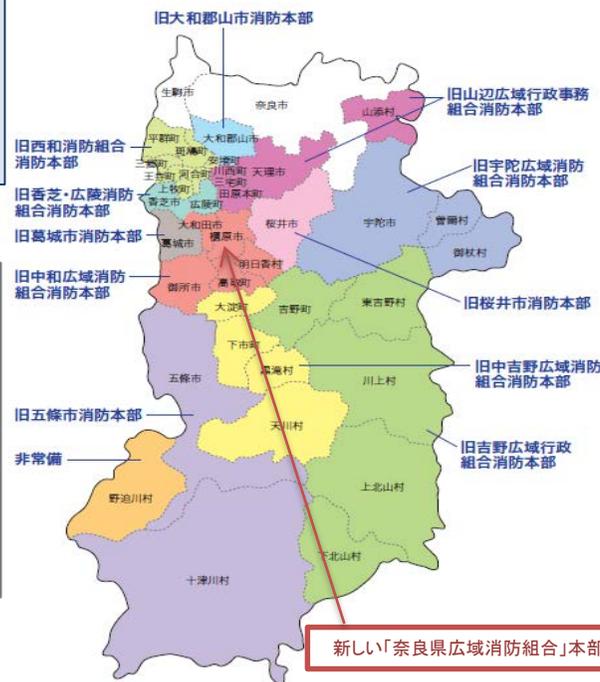
平成26年4月  
総務部門統合

平成28年4月  
通信部門統合

平成33年  
現場部門統合

組織は段階的に統合していき、対応能力もますます向上。

奈良県広域消防組合消防本部



本部	橿原市
消防署数	18消防署
職員数	1,275名
保有車両台数	176台
構成市町村	37市町村
管轄人口	約90万人
管内面積	3,361km <sup>2</sup>

# 市町村の役割である事務の場合の協働的な手法の例 ②

## 奈良モデル(ごみ処理の広域化)

第2回研究会奈良県提出資料

### 契機

- ・ ごみ焼却施設の老朽化に伴う**施設更新・大規模改修が必要**(県内約8割の施設が20年以上経過)
- ・ 処理人口5万人未満の**小規模施設が約7割**(17施設/25施設)
- ・ **ごみ処理施設の更新等を契機とする広域化(共同処理)の促進**

### 県の役割

- ・ 行財政運営の効率化及び安定的なごみ処理の継続を図るため、**市町村が奈良モデルの手法により実施するごみ処理施設整備に対し**、県は**技術的支援**とともに、「ごみ処理広域化施設整備等補助」により**財政的支援**を実施

### ごみ共同処理への動き

- ・ 県内の4地域で広域化が進んでいる
- ・ 広域化の推進により現状の**25施設が14施設に削減**

◆ 現状【25施設】



◆ 新たな広域化(想定)【14施設】



# 地方分権改革における「義務付け・枠付けの見直し」について

## 概要

- 「地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付け」を見直すことをいい、平成23年から平成26年までの第1次一括法から第4次一括法までにおいて実施。
- これまで、見直すべきとされた1,316条項に対し、975条項を見直し（74%）。

平成20年12月8日地方分権改革推進委員会「第2次勧告～「地方政府」の確立に向けた地方の役割と自主性の拡大～」（抜粋）

### 第1章 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

#### 1 義務付け・枠付けの見直しの基本的考え方

##### （1）見直しの必要性

このような認識の下に、地方分権改革推進法第5条では、「行政の各分野において地方公共団体との間で適切に役割を分担することとなるよう、・・・地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付け・・・の整理及び合理化その他所要の措置を講ずる」こととしている。この「地方公共団体に対する事務の処理又はその方法の義務付け」を本勧告では「義務付け・枠付け」と呼んでおり、この見直しこそが立法権の分権にほかならない。

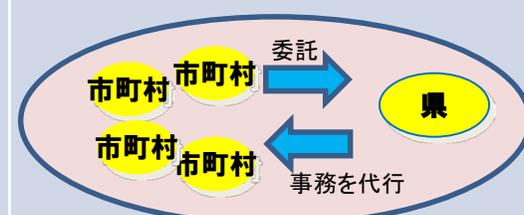
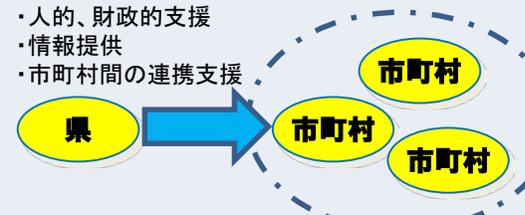
「義務付け」とは、一定の課題に対処すべく、地方自治体に一定種類の活動を義務付けることをいい、一定種類の活動に係る計画策定の義務付けも含む。「枠付け」とは、地方自治体の活動について手続、判断基準等の枠付けを行うことをいう。もっとも、「義務付け」、「枠付け」は連続的な概念であることから、これを分けて用いることはせず、本勧告では、「義務付け・枠付け」を一体として見直しの対象としている。

## 地方独自の基準事例（内閣府HP資料より）

- 道路構造
  - ・ 歩道の幅員を2.0mから1.5mまで縮小できることとし、歩道整備を促進【岐阜県】
  - ・ 道路の曲線半径（カーブの半径）の最小値を「15m」から「原則15m」とし、地域の実情に応じた整備を可能に【長崎市】
- 道路標識
  - ・ 用途上の制約や景観面を踏まえ適切な場所に設置するため、交通安全上支障のない範囲内で、道路標識の標識板や文字の寸法を縮小して設置【香川県】
- 特別養護老人ホーム
  - ・ 居室の定員について、地域の特別養護老人ホームの整備状況等を勘案し、知事が特に認める場合には、2人以上4人以下も可能に【山口県】（※原則は、1人（必要と認められる場には2人））
- 下水道の構造及び維持管理の基準
  - ・ 都市下水路の浚渫は、国の基準では「1年に1回以上」であるが、「必要に応じて」に変更【岐阜県美濃加茂市】
- 水道技術管理者等の職員資格
  - ・ 水道技術管理者の資格について、農学等を修めた者に必要な実務経験年数は4年とされているが、3年とする【仙台市】**14**

# 奈良モデルの類型

第2回研究会奈良県提出資料

種別	内容	イメージ	主な取組例
1 市町村間の広域連携を県が促進・支援	(1) 県は、市町村間の広域連携を促進するため、助言、調整、人的・財政的支援等を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人的、財政的支援</li> <li>・情報提供</li> <li>・市町村間の連携支援</li> </ul> (市町村間連携・協働) 	① 消防の広域化 ②-1 市町村税の徴税強化 (ネットワーク型) ③ 移動ニーズに応じた 交通サービスの実現 ④ ごみ処理広域化
	(2) 県も市町村と同様の業務を行っている場合は、県が実施主体として参画し、協働で事業を実施	(市町村間連携・協働)	
2 県が市町村の事務を代行	市町村が単独で事務を行うのが困難な場合、県が市町村の事務を代わって行う。		⑦ 道路インフラの 長寿命化に向けた支援 ②-2 市町村税の徴税強化(職員派遣)
3 県が市町村の業務に積極的に関与	市町村の取組を一層効果的なものにするため、県が、必要な助言や人的・財政的支援等を積極的に行う。県の施策とも連携して実施。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人的、財政的支援</li> <li>・情報提供</li> <li>・市町村間の連携支援</li> </ul> 	⑥ 県域水道ファシリティマネジメント (簡易水道の技術支援) ⑧ 県と市町村との連携・協働による まちづくり ⑨ 地域包括ケアシステムの構築

# 「奈良モデル」推進のための市町村への支援策

第2回研究会奈良県提出資料

## 〈奈良モデルの基本的な考え方〉

県と市町村は対等な立場にあり、県は、「地域の活力の維持・向上」、「住民サービスの向上」、「行財政運営の効率化」などに向け、創意工夫するとともに、自立心がある市町村を下支えする。

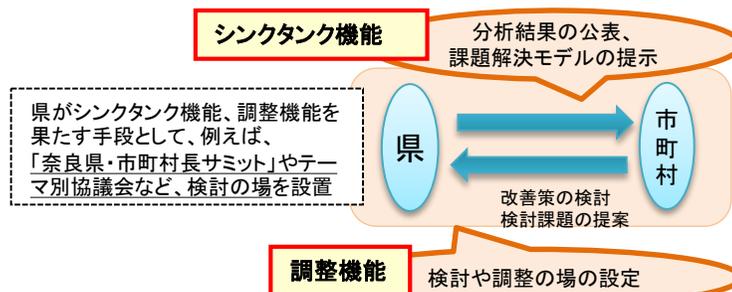
- (1) 財政支援(補助金、貸付金等)
- (2) 人的支援(職員派遣、共同採用)
- (3) 県有資産の有効活用による支援(県域ファシリティマネジメント)
- (4) その他支援(市町村への課題解決策の提案や検討の場づくり等)

### ●「シンクタンク機能」の発揮

- ・シミュレーションやデータ分析を基に  
各市町村の特徴や順位の提示、課題解決モデルの提案を行う。
- ・県域での市町村の枠を超えた政策を提案する。
- ・施策実施の方法が未定で難度の高い課題について  
協働しながら解決策を提案する。(例:部局横断的な取組)
- ・マニュアル作成や助言等によりノウハウを継承し、人材育成を行う。
- ・国への働きかけ、発信を行う。

### ●「調整機能」の発揮

市町村間の利害対立等のために  
市町村同士では広域連携が難しい取組  
において、検討の場を設置し、広域化に向けての調整役を担う。



## 〈具体例〉

### (3) 県有資産の有効活用による支援

- ◎「県域水道ファシリティマネジメント」・・・  
市町村が、市町村浄水場を廃止して県営水道を利用
- ◎「県と市町村の連携・協働によるまちづくり」・・・  
市町村が、県有施設や県有地をまちづくりに利活用

### (4) 「シンクタンク機能」の発揮

- ◎「南和地域における広域医療提供体制の再構築」・・・  
・既設3病院の現状や課題を分析し、機能分化のうえ再編成する方針を提示。
- ◎「県域水道ファシリティマネジメント」・・・  
・「簡易水道技術支援体制構築モデル事業」をモデル村で実施。浄水場等の維持管理マニュアルを作成するとともに、水質管理上の問題点を解決した。
- ・市町村長サミットや地区別の懇談会等において、経営シミュレーションによるデータを示し、市町村の経営状況や課題、県水転換や広域化した場合の効果について意見交換・協議を行い広域化を推進。

### (4) 「調整機能」の発揮

- ◎「消防の広域化」・・・  
奈良県消防広域化協議会の設立にかかる検討段階から協議に参加。協議会には知事や副知事等が出席し、広域化実現に向けて調整。
- ◎「南和地域における広域医療提供体制の再構築」・・・  
「南和の医療等に関する協議会」において、病院を設置する町以外の町村も巻き込んで「南和の医療は南和で守る」という理念のもと、一部事務組合設立を調整。
- ◎「道路インフラの長寿命化に向けた支援」・・・  
市町村間連携が可能なケースでは共同発注を支援。
- ◎「ごみ処理広域化」・・・  
関係市町村への打診や議論の機会をつくることから始まり、現状・課題や広域化によるメリットを整理して市町村に伝え、広域化を促進。

# 広島県における取組（県・市町を通じた行政サービスの最適化）

第1回研究会資料

- 広島県においては、全国トップレベルの市町村合併、県から市町への事務の権限移譲が進展していることから、都道府県による補完に限らず、事務の性質や地理的条件、専門人材の配置状況などに応じた枠組みを検討し、県・市町を通じた行政サービスの最適化を目指している。
- 具体的には、既に市町に権限を移譲した事務で特に専門性が高い事務（社会福祉法人の監査や生活衛生等）については、ノウハウの共有や専門職員の登録制度等の市町間連携の取組を進めつつ、県は外部専門家の斡旋や研修等の支援を行っている。
- また、県と市町に共通する専門性が高い事務（税の徴収、行服法の第三者機関事務等）については、共同実施したり、県が受託するなど、県と市町が連携して取り組んでいる。

## 1 市町間連携の取組

○専門性が特に高い移譲事務を対象。県の支援策と併せ、新たに指定都市・中核市を中心とした市町間連携に着手。

移譲事務	県の取組	中心市による取組	中長期的な可能性
大規模小売店立地法 [全市町で実施]	・実務者研修会の開催 ・有識者会議の効率運用検討	・自らの実施事例を紹介 ・同 左	有識者会議の共同化
社会福祉法人の監査 [19市町（市は法定事務）]	・市町への外部専門家の斡旋 ・監査時に希望市町同行	・監査時に希望市町同行	複数市町による監査業務の共同化
生活衛生に関する事務 [14市町]	・市町の取組事例の提供 ・市町の立入検査に県が同行	・立入検査時に希望市町同行 ・技術系職員のOB登録制度	県市町共同で専門人材を確保する 仕組づくり

## 2 県・市町連携の取組

○県・市町に共通する専門性が高い事務を対象に、県と市町による連携の仕組みづくりに取り組むこととしている。

(1) すでに実施中のもの	(2) 今後、新たに検討着手する分野	
○職員研修 ～ひろしま自治人材開発機構の共同設置	物品調達	(例) 県の物品調達電子入札システムの共同利用
○税の共同徴収 ～県職員が市町職員を併任し、個人市町村民税・県民税の徴収を共同実施	水道事業	(例) 県及び市町の水道事業の広域連携
○行服法の第三者機関事務 ～18市町・10一部事務組合の事務を県が受託	医療介護	(例) 地域医療データ等について市町との共有
	社会資本	(例) 工事積算・現場監督指導など専門業務の支援